

日置市湯之元駅周辺地区 バリアフリー基本構想



令和7（2025）年3月

鹿児島県日置市



目次

第1章 日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定にあたり	1
1. バリアフリー基本構想策定の背景と目的.....	1
2. バリアフリー基本構想の概要、位置づけ等.....	4
3. 計画期間、目標年次.....	10
第2章 地域現況の整理	11
1. 日置市の概要	11
2. 湯之元駅周辺地区概況.....	14
3. 公共交通の現状	20
第3章 湯之元駅周辺地区の現状と課題	24
1. まち歩き(現地点検)ワークショップの実施.....	24
2. 湯之元駅に関する課題.....	27
3. 周辺道路・地区に関する課題.....	35
4. 湯之元駅周辺地区のバリアフリー化に向けた課題.....	41
第4章 日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想	42
1. 基本理念、基本方針	42
2. 重点整備地区の設定.....	44
3. 生活関連施設の設定.....	45
4. 生活関連経路の設定.....	46

第5章 重点整備地区におけるバリアフリー化の概要	48
1. バリアフリー化に関する事業について.....	48
2. 湯之元駅のバリアフリー化の実施内容.....	52
3. 生活関連経路のバリアフリー化の実施内容.....	54
4. 心のバリアフリーの実施内容.....	55
5. バリアフリー化の実現に向けたロードマップ.....	56
第6章 バリアフリー化事業の推進体制	58
1. バリアフリー化事業の推進体制.....	58
第7章 参考資料	60
1. 日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会.....	60
2. 用語の解説.....	63
3. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律.....	65
4. まち歩き(現地点検)ワークショップの結果.....	72

※本基本構想における「障害」「障がい」の表記については、固有名詞や法令等において「障害」と表記されているものを除き、「障がい」と表記することとしています。

第1章 日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定にあたり

1. バリアフリー基本構想策定の背景と目的

(1) 背景

我が国は少子高齢化が急速に進むとともに人口減少社会を迎えています。「高齢社会白書(令和6年版)」では令和5年(2023年)の65歳以上の人口割合(高齢化率)は29.1%に達し、令和25年(2043年)以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和52年(2070年)には38.7%に達すると推計されています。

このような中、国においては、平成6年(1994年)制定の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下、「ハートビル法」という)で建築物、平成12年(2000年)制定の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下、「交通バリアフリー法」という)で公共交通機関等のバリアフリーを推進してきました。

平成18年(2006年)には、より一体的なバリアフリーの推進を図ることを目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法が一体となった「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー法」という)が施行されました。

さらに、公共交通機関や建築物、公共施設等における高齢者や障がい者等の移動や施設利用について、より一層の利便性と安全性の向上を図るため、バリアフリー法は平成30年(2018年)と令和2年(2020年)に改正されており、ハード面のみならず、ソフト面においても一層のバリアフリー化を推進することが明記されました。

本市においても高齢化率が上昇しており、移動や施設利用等を取り巻く社会情勢は大きく変化することが予測されます。高齢者の外出支援、公共交通利用の促進による事業者支援や環境負担の軽減、さらには地場産業の持続的な成長と発展、魅力ある資源を活かしたまちづくりなどへの取組が求められており、そのためにはバリアフリー化の推進は不可欠であると考えられます。

また、第2次日置市総合計画(平成28年(2016年)3月)において、「安全で快適な暮らしや交流の基盤づくり」を掲げており、自然との調和を大切にしながら人にやさしい機能的な社会基盤を整備し、安全性と快適性を追求するとともに、交流促進を図ることで、「住んでよし」「訪ねてよし」のまちづくりを推進しています。

なお、日置市地域公共交通計画(令和4年(2022年)3月)においては、「誰もが利用しやすく地域全体で作り上げる持続可能な交通環境のまち」を掲げており、市民、交通事業者、行政、企業、関係団体等が協働・連携することで、持続可能な交通環境の形成を目指しています。

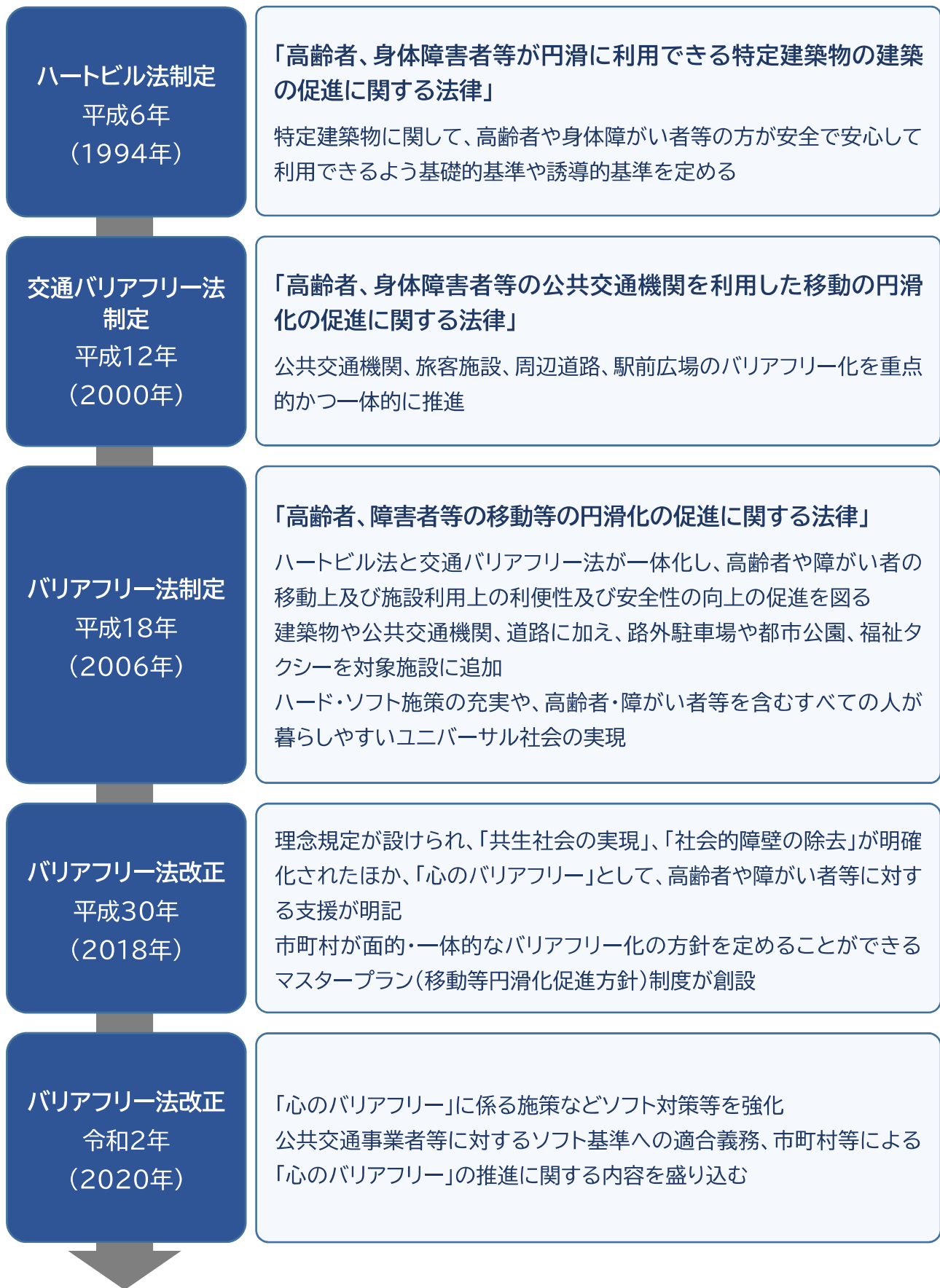


図 1-1 バリアフリーに関する主な法律の変遷

(2) 目的

本市では、バリアフリー法を踏まえ、伊集院駅及び東市来駅のバリアフリー化を進めてまいりましたが、湯之元駅はバリアフリー化が進んでいない状況です。

湯之元駅が位置する東市来地域も高齢化が進行しており、地域住民の日常生活における移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るとともに、交流促進につながる来訪者の増加に向けた施設の整備・改善等の必要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、湯之元駅を中心とした地区での一体的なバリアフリー化の方針や事業等を整理した「日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想」(以下、「本構想」という)を策定しました。

本構想は、地域公共交通機関や道路、建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することで、幅広い世代の住民が交流することができる地域福祉を実現することを目的として策定するものです。

バリアフリー法の主旨である「面的・一体的なバリアフリー化」によるユニバーサルデザインのまちづくりの実現に向け、高齢者・障がい者等を含むすべての人が暮らしやすくなるハード整備と心のバリアフリーに取り組んでまいります。



図 1-2 伊集院駅と東市来駅のバリアフリー化の状況

2. バリアフリー基本構想の概要、位置づけ等

(1) バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、バリアフリー法第25条に定められた市町村が作成することができる構想のことで、高齢者や障がい者等が、日常生活や社会生活において利用する旅客施設や官公庁施設等を含む施設間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、公共交通機関や建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために策定されます。

旅客施設を中心とした地区のほか、高齢者や障がい者等が利用する旅客施設や官公庁施設等が集積している地区において、既存施設等の個々のバリアフリー化を図るだけでなく、高齢者や障がい者等が利用する様々な施設を結ぶ経路について、基本構想の作成を通して管理者等相互の連携・調整を行うことで、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリー化を図ることができます。

(2) 計画の位置づけ

本市においては、第2次日置市総合計画に掲げている将来都市像「住んでよし 訪ねてよし ふれあひあふれるまち ひおき」を実現するため、日置市都市計画マスタープランや日置市地域公共交通計画、日置市地域福祉推進計画等においても公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進しています。

本構想も総合計画などの上位計画の内容を踏まえ、関連計画と連携を図ります。

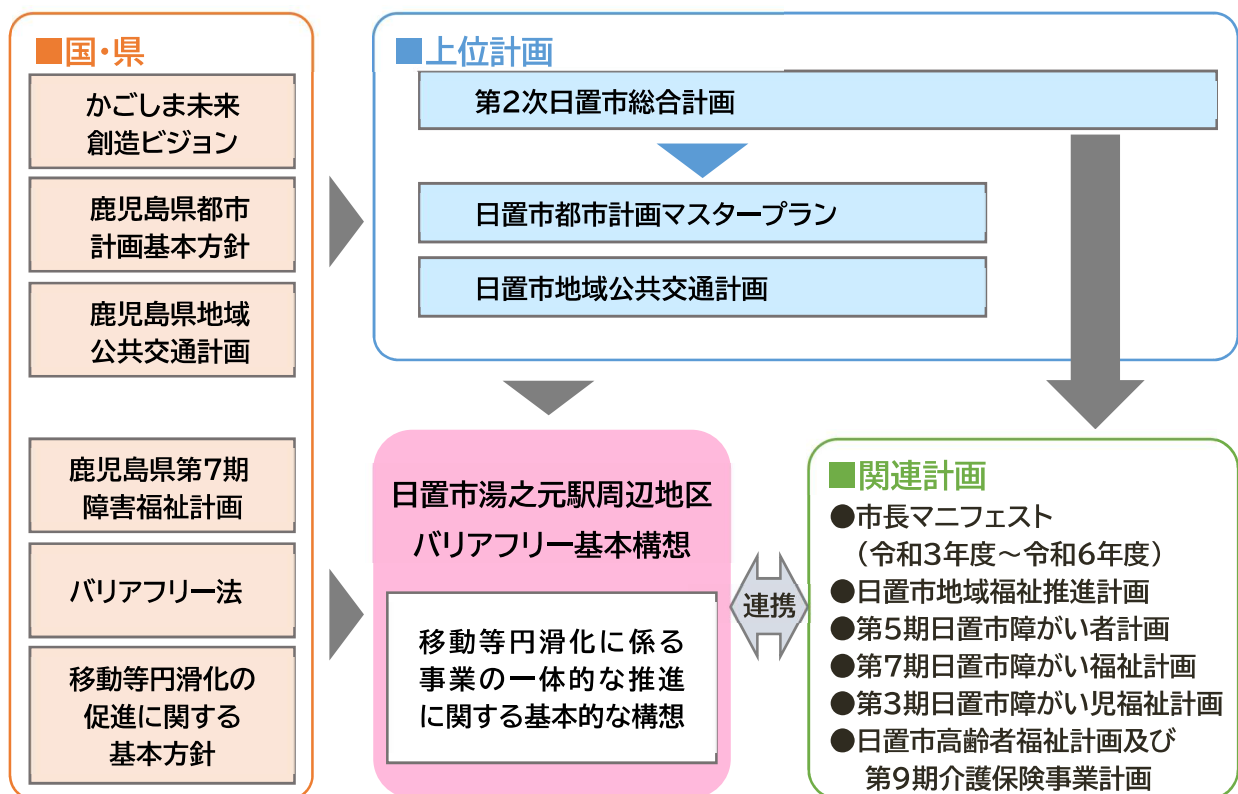


図 1-3 上位・関連計画の位置づけ

表 1-1 第2次日置市総合計画の概要(抜粋)

第2次日置市総合計画			
策定年月	平成28年(2016年)3月	計画期間	平成28年度(2016年度) ～令和7年度(2025年度)
主な内容	<p>●将来都市像 『住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき』</p> <p>●基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 笑顔とやさしさ、ぬくもりに満ちたまちづくり【保健・医療・福祉】 2 豊かな自然と調和し、安全で安心して生活できる快適なまちづくり【生活環境】 3 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり【産業経済】 4 豊かな心と感性を育てるまちづくり【教育・文化・スポーツ】 5 安全で快適な暮らしや交流の基盤づくり【社会基盤】 6 地域と人と行政がつながる持続可能なまちづくり【市民参画・行財政】 <p>●施策の方向性</p> <p><input type="checkbox"/>良好な住宅供給の推進と公園・広場・緑地など、ゆとりとうるおいの空間の整備</p> <p>・ゆとりとうるおいの空間を提供するため、公園・広場・緑地などの老朽化対策やバリアフリー化に取り組みます。</p> <p>●地域別計画(東市来地域)</p> <p><input type="checkbox"/>湯之元地区区画整理事業に合わせた温泉を生かしたまちづくり</p> <p>・これまで温泉を中心に栄えてきた湯之元地区は、国道3号の北側は区画整理事業により都市基盤の整備が進められています。一方、南側は、狭い道路が多く住宅が密集しているため、市街地環境の整備・改善と合わせ、にぎわいのある温泉街の復活に向け、地域が一体となって、まちづくりの方向性を検討していきます。</p>		

表 1-2 日置市都市計画マスタープランの概要(抜粋)

日置市都市計画マスタープラン			
策定年月	平成31年(2019年)3月	計画期間	平成31年度(2019年度) ～令和17年度(2035年度)
主な内容	<p>●将来都市像 『住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき』を実現するまちづくり</p> <p>●まちづくりの目標 「住んでよしのまちづくり」「訪ねてよしのまちづくり」</p> <p>●都市づくりのテーマ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 4つの地域の特性を活かしながら、一体感あるまちをつくろう 2 災害に強い、安全・安心なまちをつくろう 3 生活基盤の整った、住みやすいまちをつくろう 4 人や産業が集積する、にぎわいと活力のあるまちをつくろう 5 豊かな自然や歴史を活かした、魅力あるまちをつくろう 6 周辺都市や地域間が連携した、交流のまちをつくろう <p>□ユニバーサルデザインを用いた拠点づくり</p> <p>・日帰り客はもちろんのこと、訪日外国人を含めた広域的な利用も考慮したユニバーサルデザインを取り入れたサインやサービスなどの充実を進め、だれもが旅行を楽しめる環境づくりを推進します。</p> <p>●東市来地域の将来像</p> <p>□「ものづくり、ひとづくり、ふれあいあふれるまち」</p> <p>・湯之元地区では、湯之元第一地区土地区画整理事業の事業推進により、JR湯之元駅周辺の一体的な環境整備を図ります。</p> <p>・湯之元地区の国道3号南側の一帯は、温泉施設を含む主として住宅地ですが、狭隘道路が残る住宅密集地であることを踏まえ、防災面と温泉地の活性化につながる都市整備が必要とされ、行政と地元住民との協働による地区活性化計画の策定や市街地整備を進め、温泉街の良好な街並みづくりを図ります。</p>		

表 1-3 日置市地域公共交通計画の概要(抜粋)

日置市地域公共交通計画			
策定年月	令和4年(2022年)3月	計画期間	令和4年度(2022年度) ～令和8年度(2026年度)
主な内容	<p>●日置市公共交通の将来像</p> <p>利用実態・ニーズ、各交通機関の役割や高齢者の免許返納など、社会情勢やSDGs、ゼロカーボンシティの推進を踏まえ、交通事業者、行政、市民、企業、関係団体等で連携し、観光客や市内外から通勤・通学する方、高齢者など、誰もが利用しやすい交通体系を構築し、過ごしやすい訪れやすいまちを目指します。</p> <p>●公共交通の形成方針</p> <p>誰もが利用しやすい 地域全体で作り上げる持続可能な交通環境のまち ～SDGs とゼロカーボンシティの推進～</p> <p>●基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市民が安心して暮らせる交通体系の構築 ② 誰もが乗りたくなる魅力ある交通まちづくり ③ 関係主体の連携による交通環境づくり <p>●計画に掲げる事業 全12事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移動ニーズに応じた交通体系の構築(路線バス) 2 地域ニーズへの対応、地域内交通の見直し(東市来地域、吹上地域) 3 わかりやすい情報啓発(時刻表、路線図、車両のラッピング等) 4 乗換検索できる環境の構築(Google) 5 来訪者も使いやすい交通体系の構築(乗合タクシーの増便) 6 公共交通の乗り方教室の実施(自治会、地区公民館等) 7 市民、関係団体の活動における公共交通利用の促進 8 バス停の待合環境の整備 9 主要交通結節点の乗換環境改善(時刻、路線の変更) 10 交通結節点における案内情報の提供(路線図、案内図等の掲示) 11 新たな移動手段の導入検討(自転車、グリーンスローモビリティなど) 12 交通機関以外が行う送迎サービスの活用検討 		

(3) バリアフリー基本構想に明示すべき事項

基本構想に明示すべき事項は、バリアフリー法第25条等に規定されており、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(令和3年3月 国土交通省 総合政策局 安心生活政策課)」(以下、「ガイドライン」という)には、以下のように整理されています。

1. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
 2. 重点整備地区の位置及び区域
 3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
 4. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
 5. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
 6. ① 5.と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
② 自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備
③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
 7. 基本構想の評価に関する事項
(スパイラルアップ(=段階的・継続的な発展)に向けた継続した取組)
- ※1、4、7については、任意記載事項

本構想では、上記の項目に基づき、重点整備地区における基本方針を定め、バリアフリー化を推進させるための事業等について定めます。

(4) バリアフリー基本構想策定の流れ

本構想を策定するにあたっては、学識経験者や関係者（高齢者団体、障がい者団体等）、公共交通事業者による協議会を開催し、まち歩き（現地点検）ワークショップで現地の状況を確認・共有するなど、関係者間で協議、調整を図りながら検討しました。

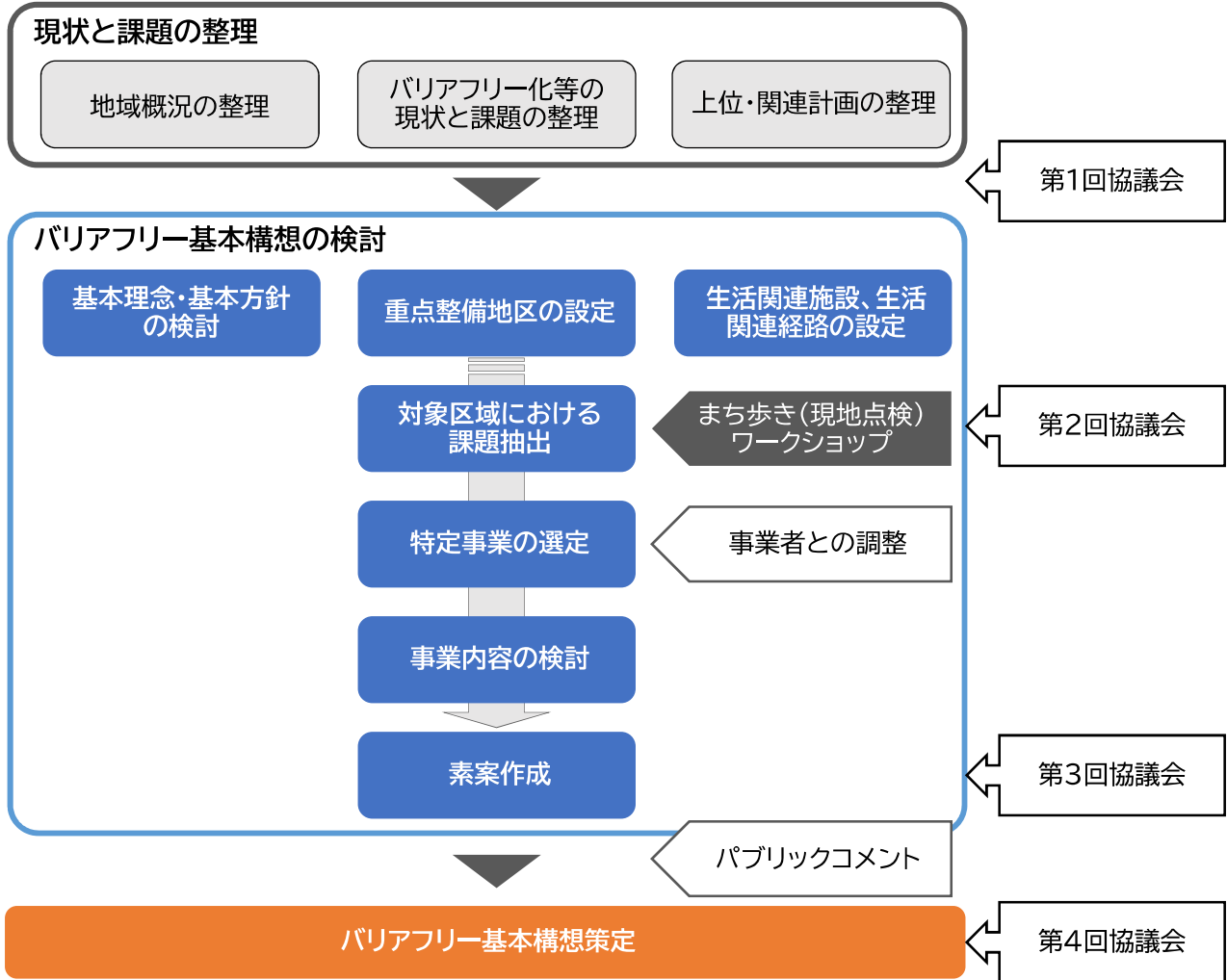


図 1-4 基本構想策定の流れ

3. 計画期間、目標年次

(1) 計画期間

本構想の計画期間は10年間とし、バリアフリー法第25条の2に基づき、本構想の策定後、概ね5年ごとに特定事業(P48参照)等の実施状況について、分析及び評価を行います。

また、分析及び評価の結果や上位・関連計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて本構想の見直しを実施します。

(2) 目標年次

令和16年度(2034年度)を目標年次とします。また、事業の実施については前期(令和7~11年度(2025~2029年度))、後期(令和12~16年度(2030~2034年度))を目安とし、バリアフリーに関する施策に取り組んでいきます。

計画年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18		
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036		
本構想	日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想																							
											★ R7 2025											R16 2034		
											前期					後期								
											基本構想策定					特定事業等の分析・評価								
上位・ 関連計画	第2次日置市総合計画																							
	H28 2016															R7 2025								
	日置市都市計画マスタープラン																							
											R1 2019											R17 2035		
	日置市地域公共交通計画																							
								R4 2022						R8 2026										
	日置市地域福祉推進計画（第4期日置市地域福祉計画及び第4期日置市地域福祉活動計画）																							
											R5 2023						R9 2027							
	第5期日置市障がい者計画																							
										R6 2024						R11 2029								
第7期日置市障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画																								
										R6 2024						R8 2026								

図 1-5 本構想及び上位・関連計画における計画期間の関係